

お客さま各位

令和8年2月
西兵庫信用金庫

「自動貸金庫・貸渡保護函規定」改定のお知らせ

平素は西兵庫信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

本改正には、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点が含まれ、マネー・ローンダリングのリスクが高い物品として「現金」が明示され、貸金庫・保護函に保管することが望ましくない旨が示されました。

これを受け、当金庫では、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり「自動貸金庫・貸渡保護函規定」を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定する規定
自動貸金庫規定、貸渡保護函規定
2. 改定日
令和8年3月2日
(従前よりお取引いただいているお客さまに対しては、令和8年6月1日から適用されます。)
3. 主な改定内容
(1) 貸金庫・保護函に格納頂けないものに「現金」を追加いたしました。
(2) 貸金庫・保護函の利用目的(適切にご利用いただいていること)を書面等で申告いただくことを追加いたしました。
4. ご留意点
現在、貸金庫・保護函内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、今後、貸金庫・保護函をご利用の際に現金をお取り出しいただきますようお願いいたします。

規定改定に伴い、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上